

島根海区漁業調整委員会事務局だより



第13期第7回島根海区漁業調整委員会が平成21年8月4日に松江テルサで開催されましたので、会議の概要をお知らせします。

1. 定置漁業権の移転について（諮問）

松江市美保関町の笠浦大敷組合は、これまで網組（みなし法人）として定置漁業権を免許され定置網を操業していましたが、網組の形態のままでは設備更新等を行うための資金の内部留保が税制上出来なかったり、また、有利な制度融資が受けられなかったり等、将来の漁業経営に不安を抱えていました。

しかし、漁業法では定置漁業権の移転は「相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができない。」とされていました。

ところが、平成14年に「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（漁特法）」の改正があり、現に定置又は区画漁業権を有する者が漁業経営の改善に関する計画（改善計画）を作成し、知事の認定を受け、その計画に従い現組織（網組）を法人化する場合、漁業権の移転が特例として認められるようになりました。

漁業環境が厳しさを増す現状にあって、今般、笠浦大敷組合は今の経営組織を法人化（会社名：笠浦大敷網漁業株式会社）することにより、定置漁業の経営の安定化を図ることとし、知事に漁業権移転の認可申請を提出しました。

上記漁特法による漁業権移転の認可にあたって、「知事は海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない」こととされており、今回の諮問となったものです。

委員からは、「網組の法人化を図ることで、経営形態を確固たるものにし、漁業経営の合理化を図ることは理にかなったこと」との意見もあり、審議の結果、本諮問に対して、「異議ない」旨の答申をすることになりました。

2. 大型クラゲの来遊情報等について（報告）

3年ぶりに大量発生が予測されるエチゼンクラゲの出現状況等について水産技術センター等から報告がありました。

7月末現在、エチゼンクラゲは対馬海峡から隠岐諸島周辺を中心に、さらには大和礁周辺にまでも来遊範囲を広げ、傘の直径が30～50センチの比較的小型の個体が多いとの

ことで、今後、対馬海峡の東水道からの流入が増加するおそれがあり、被害が甚大であった平成17年並の流入量となる可能性が示唆されました。

県は漁業者の漁業操業上の参考として頂くため、試験船や関係機関からの各種情報を適宜、関係漁業者に提供するとのことでした。

報告の後、クラゲの遊泳水深、各種漁業への影響、利用方法等についての情報交換がありました。これといって有効な手立てはなく、何れにしても、漁業操業を妨げる「厄介者」であることの確認にしかありませんでした。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局 TEL 0852-22-5950